

第165号

くらしウォッチャーだより

contents

★トピックス 注意喚起情報

★大崎市消費生活ウォッチャー 11月調査結果から
〈消費生活関連・食品の品質表示関連〉

令和2年11月30日、宮城県より下記の協力要請がありました。
外出時等における感染防止対策の協力要請について
(期間:令和2年12月1日から令和3年2月28日まで)

- 「人と人との距離の確保」・「マスクの着用」・「手洗い」・「換気の実施」をはじめとした基本的な感染対策を継続するなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践・定着をお願いします。
- 飲酒を伴う懇親会等、「感染リスクが高まる5つの場面」に注意してください。
- 発熱等の症状がある方は、外出を控えるようお願いします。
- 感染リスクが高いと思われる施設・場面や、「三つの密」のある場へ行く場合には、施設管理者が実施する感染予防策の確認等をした上で、感染防止等を徹底するなど特に注意して下さい。

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で注意力が低下する。また、聴覚が鈍感し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用は感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、例えば深夜のはしご酒では、昼間の通常の食事と比べて、感染リスクが高まる。
- また大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、屋外ラオケや野外のバーベキューでの事例が確認されている。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用施設での事例が確認されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での事例が確認されている。車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



消費生活関連

11月中に12名のウォッチャーから報告を受けた情報を販売形態別にまとめました。

電話勧誘

* 電話の怪しい勧誘, しつこい勧誘, 目的がわからない勧誘などの報告です *

- ・夜8時以降でも平気で勧誘電話がかかってくる。
- ・「電気料が安くなります」と電話があつたが断った。
- ・「一戸建ての光熱費が安くなるプランの案内です」と電話があつたが断った。
- ・「屋根の塗装をしませんか」と電話があつたが断った。
- ・「健康に関するアンケートに協力を」と言われたが断った。
- ・「電気料金が安くなるので見積もりを取らせてほしい」と電話があつたが断った。



消費生活相談員からのコメント

夜間の勧誘電話については、法律上(特定商取引に関する法律及び特定商取引に関する法律施行規則)の禁止行為として、「迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、…」と規定されています。

具体的には、「特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令」に、『迷惑を覚えさせるような仕方』とは、客観的にみて相手方が迷惑を覚えるような言動であれば良く、実際に迷惑と感ずることは必要ではない。具体的には、正当な理由なく不適当な時間帯に(例えば午後9時から午前8時まで等)勧誘をすること、長時間にわたり勧誘をすること、執ように何度も勧誘をすること等はこれに該当することが多いと考えられる。』と規定されています。業者は、これを根拠として夜9時前まで勧誘電話をかけてきていると思われます。

業者から、夜9時前に電話がかかってくることも、迷惑である旨を伝え、不要であればきっぱり断るよう対応してください。

その他

- ・「布団のリフォームいかがでしょうか」と男性が訪問してきたが断った。
- ・新聞の広告チラシに、「クレジットカード、カードローン利用の方で現金が戻ってくる可能性があります。無料で金額をお調べします。」と記載されているが、意味がよくわからない。



消費生活相談員からのコメント

◇ 過払い金について

報告があつたチラシの内容について、一般的に過払い金と言われ、2010年以前に上限金利29.20%で貸していた業者を利用していた方が対象で、払いすぎた金利分(現在の法定金利15%~20%との差額)を業者に請求する事により戻ってくる事を指します。

該当する業者は、消費者金融や信販会社が中心で、2010年以降にカードローンを利用した方は対象にはなりません。

また、過払い金の消滅時効は完済から10年と規定されており、完済から10年が経過していると過払い金は返還されないの注意が必要です。

食品の品質表示

11月中に12名のウォッチャーが日常生活で店舗調査した結果です。下記の4つの品目について表示事項を確認しました。

〈11月分〉

品目別		調査品	表示事項	調査延べ店舗数	表示状況	
生 鮮 食 品	農産物	白菜	名称・産地	24	有	24
					無	0
		柿		24	有	22
					無	2
	水産物	貝	名称・産地	24	有	24
					無	0
畜産物	牛肉		24	有	24	
				無	0	
加工食品		ハム	名称・原材料名・内容 量・賞味期限・保存方 法・製造者(販売者)名・ 製造者(販売者)住所	12	有	12
					無	0

◆報告

- ・白菜は値段が安くなった。
- ・柿は購入しやすい価格で、粒揃いだった。
- ・牛肉は国産が少ない。国産牛肉は価格が高い。



消費生活相談員のコメント

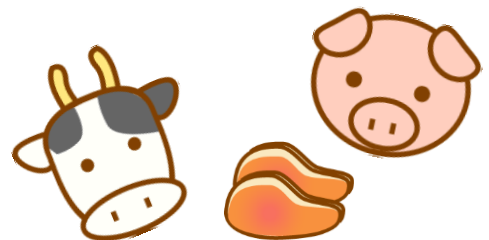
現在、スーパーなどには、いろいろな食品が販売されていますが、その中でも牛肉や豚肉などの食肉は、他の多くの食品とは異なった特別な検査制度が設けられています。この制度によって、家畜は1頭毎に公的な検査を受け、その検査に合格したものだけが食肉として販売されます。検査に合格しなかったものは販売できません。

牛、豚をはじめとして、馬、めん羊、山羊を食用にするには、

- ①と畜場で解体処理すること
- ②食用にするには病気がないかどうかの検査を受けること
- ③検査に合格したものだけが食用にできることなどが、
「と畜場法」という法律で決められています。

病気を見つける検査を「と畜検査」といい、「と畜検査」は、都道府県等(保健所設置市を含む。)の職員であり、かつ獣医師の資格を持った「と畜検査員」が行います。

食肉衛生検査所では、病気の検査のほかに抗生物質などが食肉中に残留していないかどうかの検査も行っています。



～編集後記～

コロナ感染の影響で在宅ワークやWEB授業・会議等、自宅でスマホやパソコンの利用回数が多くなりました。インターネットは大変便利ですが、「買物、オンラインゲーム、動画視聴・ライブ通話などで、通信料金がこれまで以上に課金され請求金額が高額になった。」「ネットで稼げる商材、競馬情報・占い・マッチングなどの詐欺サイトへ夢中になり課金した。」等々後からカード会社や携帯キャリアからの高額請求で家族が気づく事例が寄せられています。クレジットカードの利用明細やキャリア決済の明細は電子データで届いている場合もありますので、細目を確認しましょう。心当たりのない請求の場合には、公式サイトから請求先に確認してください。

お困りのときは「大崎市消費生活センター電話21-7321」へご相談ください。

本誌「くらしウォッチャーだより」では、消費者基本法、大崎市消費生活ウォッチャー設置規則に基づき、消費生活ウォッチャーから寄せられた報告文書等の中から、被害の未然防止に役立つ情報を提供しております。

掲載される報告やコメントは、全てのトラブルや相談に適用するものではなく、具体的な対応は個々の事案により異なります。大崎市消費生活センターでは、消費生活関係法令に照らした事実調査を行ったうえで、必要と認めた場合は各関係機関へ指導や要請を行うこととしております。

※無断で転用や掲載、引用することは固くお断りいたします。



消費生活に関する相談、各種講座等のお問合せ、この情報誌についてのご意見等は、下記宛にご連絡ください。

大崎市消費生活センター(大崎市総務部市政情報課)

受付 月～金(祝日を除く)午前9時～午後4時

Tel. 0229-21-7321(直通) 0229-23-9125 ・ Fax. 0229-24-9595

E-mail: shisei@city.osaki.miyagi.jp

〒989-6188

大崎市古川七日町1番1号(東庁舎1階)

12月11日

「高校生の消費者講座」
を開催しました。



令和2年12月23日 発行